



森下仁丹

報道関係各位

2015年6月12日
森下仁丹株式会社

機能性表示食品「ビルベリー」の 撤回届出書提出のお知らせ

森下仁丹株式会社(本社:大阪府中央区、代表取締役社長:駒村純一)は、「機能性表示食品制度」に基づき消費者庁へ届け出た「ビルベリー」につきまして、機能性表示食品の消滅事由が生じたため、2015年6月10日付けで、機能性表示食品撤回届出書を提出いたしました。

当該商品の機能性表示食品届出書に転記ミスがあり、機能性関与成分の一日摂取量を誤っておりました。新たに届出を提出するため、既に受理されております現届出(届出番号A18)を撤回いたします。

商品をお待ちいただいているお客様をはじめ、関係者の皆様にはご迷惑をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

今後はより一層機能性表示食品の届出に関わる情報の精査に努めてまいります。

なお、その他機能性表示食品「ビフィーナ[®]R(レギュラー)(届出番号A12)」「ビフィーナ[®]S(スーパー)(届出番号A14)」「ビフィーナ[®]EX(エクセレント)(届出番号A13)」「ビフィーナ[®]S(スーパー)Pearl(パール)(届出番号A15)」「ローズヒップ(届出番号A16)」「ヒアルロン酸(届出番号A17)」「テアニン(届出番号A28)」については、予定通り発売いたします。

「ビルベリー」につきましては、新たな届出が受理された後に発売を予定しております。

以上

【リリースについてのお問合せ先】

森下仁丹株式会社 経営企画部 担当:磯部・本山 TEL:06-6761-1134 FAX:06-6761-8108
共同PR株式会社 第六業務局 担当:長尾・広岡 TEL:03-3571-5236 FAX:03-3574-9364



森下仁丹 〒540-8566 大阪府中央区玉造一丁目2番40号 TEL:(06)6761-1134 FAX:(06)6761-8108